#### はじめに

本事業は、石炭火力発電所に対する本市の環境影響評価制度の見直し後、初の適用となる事案であり、本事業に係る環境影響評価方法書に対しては 386 件もの意見が提出されるなど多くの市民が関心を寄せている。

このうち、事業計画に係る意見は296件あり、本事業に反対する意見が多く見られたが、 その根底にあるものは、環境負荷の高い石炭火力発電所が被災地に建設されることへの憤 りである。また、計画地周辺には多くの住宅地や学校等が存在するところであり、排出ガ スに含まれるPM2.5や水銀等による健康被害への懸念も示されている。

事業者は、これらを重く受け止め、木質バイオマスを 30%以上混焼する計画を確実に実行することはもとより、可能な限りその割合を高めるなど、二酸化炭素の排出抑制により一層努めるとともに、稼働前後の現地調査による影響の検証や、燃料の産地・性状の公表などにも取り組み、市民の不安払拭に最大限努める必要がある。

「杜の都・仙台」の良好な環境を保全し、将来へと継承していくことは、多くの市民が強く願うところであり、事業者はこの地で事業を行う者として、ともにこの願いを共有し、常に最善の方策を検討し、実行していくことを強く期待する。

#### 1 全体事項

- (1) 本事業を進めるにあたっては、石炭火力発電所を巡る国内外の状況を注視し、将来 予見されるリスクに対し、先見的に対応策を講じるとともに、影響が及ぶと想定され る周辺自治体の住民や漁業関係者を含め、市民に対し、環境影響評価の結果等につい て丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めること。
- (2) 本事業においては、国内最高効率の発電設備の導入や木質バイオマスを混焼することにより、二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいるものの、バイオマスの混焼割合を可能な限り高めるとともに、東北地域の未利用材の活用や施設内機器の省エネ化等、より一層の削減に取り組むこと。

また、「電気事業における低炭素社会実行計画」に基づく 2030 年度の目標(排出係数 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh)や、2050 年までに 80%削減という国の長期的な目標の達成に向け、本事業における取り組みに加え、事業者としての取り組みについて、環境影響評価準備書に示すこと。

### 2 個別事項

#### (大気環境)

- (1) 施設稼働に伴う排出ガスについては、住宅地等へ影響が及ぶ可能性があることから、 最大着地濃度地点や大気測定局の設置状況等を勘案し、計画地周辺における現地調査 地点を追加すること。
- (2) 施設稼働後の大気質への影響について、夏季の海風により内部境界層が形成されることを想定して予測・評価すること。

また、内部境界層の形成時及び逆転層の出現時の予測にあたっては、必要に応じて計画地周辺の地形の影響を考慮するとともに、気象データを踏まえた具体的な予測条件を環境影響評価準備書に示すこと。

- (3) 計画地周辺において先行して稼働予定の石炭火力発電所との大気質への複合影響について予測・評価するとともに、本事業による環境影響を適切に把握するため、当該発電所の稼働前後の大気質の状況を調査すること。
- (4) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、予測手法等に関する国の検討状況や最新の知見を注視し、今後、環境影響評価に係る具体的な予測手法が確立された場合には、適切に対応すること。
- (5) 煙突からの排出ガス濃度を公表すること。
- (6) 計画地から最も近い住居地を対象として、施設の稼働前後での騒音、振動、低周波音の調査を実施し、本事業による影響について確認すること。

#### (水環境)

(7) 本事業は日平均で約 1,600 m³の排水を海域に放流する計画であり、その排水には、 水銀等の重金属が含まれる可能性があることから、適切な排水処理方法を検討し、そ の具体的な内容を環境影響評価準備書に示すこと。

また、排水口周辺の底質や、そこに生息する底生生物について、施設の稼働前後での調査を実施し、本事業による影響について確認すること。

(8) 海域での水質調査にあたっては、陸域からの汚水流入負荷を適切に評価するため、 潮汐の干満を考慮して実施するとともに、計画する港内の 2 地点に加え、対照地点と して、港外に調査地点を追加すること。

# (植物、動物及び生態系)

(9) 計画地周辺には動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、 施設稼働に伴う排出ガスや排水による蒲生干潟への影響について予測・評価するとと もに、蒲生干潟に生息・生育する動植物について、施設の稼働前後での調査を実施し、 本事業による影響について評価すること。

### (廃棄物等)

(10) 本事業により発生する石炭灰等について、周辺での引取り先を確保し、可能な限り 再資源化に努めること。

## (温室効果ガス等)

- (11) 建設工事にあたっては、コンクリート型枠等への熱帯材の使用を極力控えるととも に、その旨を配慮事項として環境影響評価準備書に示すこと。
- (12) 本事業の特性を踏まえ、施設の稼働に伴う二酸化炭素の影響について、重点項目とすること。
- (13) 供用時の船舶による燃料輸送に伴う温室効果ガスの排出量を予測すること。 また、燃料として使用する木質バイオマスの調達にあたっては、調達先の周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、その旨を配慮事項として環境影響評価準備書に示すこと。